

令和2年度 武雄市ごみ袋広告募集要領

(趣旨)

市が作成しているごみ袋へ店舗、企業、NPO法人及び個人経営者の広告を掲載することで、ごみの減量化への働きかけを行い民間企業との協働により市の財政負担を軽減するため、令和2年度に作製するごみ袋への広告掲載希望者を募集します。

(掲載箇所及び掲載基準額)

広告を掲載するごみ袋の種類は次表のとおりとし、別記様式に定める箇所に掲載することとします。また、掲載する広告スペースの広さ及び掲載にあたっての掲載基準額は次表のとおりとします。

ごみ袋の種類	広告スペース名	広告の位置	広告スペースの広さ	掲載基準額
もえるごみ袋 (大 45L) (中 35L) (小 20L)	A	3種類それぞれのごみ袋上部	もえるごみ袋・大 たて よこ 60mm×360mm	70,000円
	B	3種類それぞれのごみ袋下部	もえるごみ袋・小 たて よこ 40mm×230mm	70,000円
事業所専用 もえるごみ袋 (50L)	C	ごみ袋上部	たて よこ 60mm×360mm	40,000円
	D	ごみ袋下部		40,000円

(掲載内容)

ごみ袋には、店舗の名称、ロゴマーク、連絡先、コメント等を掲載することが可能です。

(作製枚数及び販売時期等)

本年度の作製予定枚数及び販売時期等は、以下のとおりです。

- ・もえるごみ袋大(45L) …… 680,000枚作製予定 (販売開始時期:令和2年9月あたり～)
- ・もえるごみ袋中(35L) …… 970,000枚作製予定 (販売開始時期:令和3年3月あたり～)
- ・もえるごみ袋小(20L) …… 211,000枚作製予定 (販売開始時期:令和3年3月あたり～)

- ・事業所専用もえるごみ袋(50L) …… 384,000枚作製予定 (販売開始時期:令和3年6月あたり～)

ただし、前年度作成したごみ袋の在庫が無くなり次第販売開始となるため、販売時期はおよその目安となります。また、販売店に卸してから店頭へ並ぶまでの期間は、販売店ごとに異なりますのでご注意ください。

それぞれのごみ袋の作製枚数は、1年間の使用枚数程度となっています。

(ごみ袋の販売場所)

市内の販売店(約110件)において販売いたします。ただし、販売店ごとに取り扱っているごみ袋は異なります。

(募集方法)

武雄市ごみ袋広告掲載要領に基づく募集を行い、広告主を決定します。

(募集期間)

令和2年4月8日(水)から令和2年4月30日(木) まで

(掲載基準)

武雄市広告掲載実施要綱第3条に掲げるもの及び次表に該当する場合は、広告を掲載することはできません。

【規制業種又は業者】	<p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)で風俗営業と規定される業種</p> <p>(2) 風俗営業類似業種</p> <p>(3) 消費者金融</p> <p>(4) たばこ</p> <p>(5) ギャンブルにかかるもの</p> <p>(6) 規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業者や事業者</p> <p>(7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設</p> <p>(8) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の業者</p> <p>(9) 各種法令に違反しているもの</p> <p>(10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの</p>
【掲載内容】	<p>(1) 掲載内容が次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるものイ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するものウ 他をひぼう、中傷又は排斥するものエ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するものオ 宗教団体による布教推進を主目的とするものカ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるものキ 社会的に不適切なものク 国内世論が大きく分かれているものケ 誇大な表現や射幸心を著しくあおる表現など消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの <p>例:「世界一」、「一番安い」、「今が、最後のチャンス(今でないと次はないという意味)など</p> <ul style="list-style-type: none">コ 人材募集広告、イベント広告など期限があるものサ 虚偽の内容を表示したものシ 暴力やわいせつ性を連想・想起させるものなど、青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの <p>(2) 掲載する広告の色彩、意匠その他デザインが次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">ア 過度に鮮やかな模様を使用するものイ デザインがわかりにくいもの、見る者の判断を迷わせるものウ 絵柄や文字が過密なものエ 会社名、商品名を著しく繰り返すものオ 著しくデザインに劣るものカ マークやロゴだけで会社名等を特定できないものキ 肖像権・著作権にふれるもの(無断使用したもの)